平成２８年（フ）第６号
釧路市鳥取北９丁目１番20号
債務者　浅川　捷二
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第７号
釧路市鳥取北９丁目１番20号
債務者　浅川壽惠子
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第５９号
埼玉県上尾市大字上530番地４
債務者　石部　貴子
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第８６号
さいたま市北区日進町２丁目726番地　戸上荘201
債務者　津山　保
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第８９号
さいたま市南区別所７丁目18番10号　メゾン・ド・エスポワール301
債務者　仲　清志
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６０８号
埼玉県越谷市北越谷２丁目19番22号　まこと荘411号、旧住所埼玉県越谷市蒲生西町１丁目４番41号　ウエストコートⅡ102
債務者　青山　優
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１４号
埼玉県三郷市高州３丁目187番地１
債務者　田中　実
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１０７１号
千葉市若葉区貝塚２丁目６番14号　サンビレッジ貝塚203号
債務者　綿引健一郎
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２２号
熊本県菊池郡大津町大字大津922番地　西嶽団地９―13
債務者　藤本　広美
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１号
北海道紋別市落石町５丁目４番地の15　シェアハウス夢ふうせん紋別　６号室
債務者　伊藤サキ子
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月22日午前10時
旭川地方裁判所紋別支部

平成２８年（フ）第１０号
北海道白糠郡白糠町西５条北１丁目１番地１橋北Ｋ９―12
債務者　綿貫　清貴
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月13日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第１８号
釧路市緑ケ岡１丁目15番1402号　パークサイドＯ　402号室
債務者　工藤　卓也
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月13日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第１１号
釧路市愛国西３丁目19番３号
債務者　牟田　由佳
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月13日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第５５号
東京都小平市花小金井３丁目16番12号清和ハイツ205号
債務者　池崎　利弘
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１７１号
大阪府吹田市春日１丁目16番１号（611）
債務者　西岡　奈千
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４６号
大阪府東大阪市長田中１丁目１番30―302号、住民票上の住所大阪府東大阪市西岩田３丁目３番13―1307号
債務者　園田　智之
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部